

議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成25年3月15日

提出者

和歌山県議会議員

大 沢 広太郎

長 坂 隆 司

雑 賀 光 夫

角 田 秀 樹

和歌山県議会議長 山下直也様

和歌山県条例第 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成24年4月1日」を「平成25年4月1日」に、「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（理由）

本県の財政状況の健全化に資することを目的に議会の議員の議員報酬の額を減じる期間を延長するため、この条例案を提出するものであります。